

# 館 林 市 人権教育・啓発に関する 基本計画



平成 26 年 3 月

館 林 市

# はじめに

「平和主義」「国民主権」と並び、「基本的人権の尊重」を原則の一つに掲げた日本国憲法が施行されてから、60年以上が経過しました。

「自由権」「平等権」「社会権」など、さまざまな権利が憲法にはうたわれ、だれもが差別を受けることなく、しっかりとした教育を受け、自由に意見を言い合い、最低限の生活を送る権利が保障されました。



人権は、このように「守られるべき」ものです。そしてまた、その一方で私たちが「守るべき」ものでもあります。

今日、「いじめ」による自殺や、障がい者や高齢者施設などでの「暴力行為」に関する報道が後を絶ちません。「セクハラ」や「パワハラ」といった迷惑行為を表した言葉も頻繁に耳にします。インターネットを介した人権侵害も大きな課題です。

私たちは、一人ひとりがこのような行為を「悪いこと」として認識しなければなりません。そして、自分と同じように、他人の人権も守ってあげたいと思う気持ちを、だれもが自然に持つことが、人権が尊重された住みよい社会づくりにはたいせつです。

「館林市人権教育・啓発に関する基本計画」は、こうした社会実現のために策定されましたが、この計画が礎となって、「すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会」、「基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市」を築き上げることに、寄与することを心より願う次第です。

最後に、計画策定にご尽力いただいた皆様方に深く感謝し、厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

館林市長 安楽岡 一 雄

# 目 次

## I 基本的な考え方

---

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 2 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- 3 策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
- 4 計画の策定体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁

## II 普遍的な視点からの取組

---

- 1 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
- 2 人権啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁

## III 各人権課題における現状と課題及び取組

---

- 1 女 性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 頁
- 2 子 ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 頁
- 3 高 齢 者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 頁
- 4 障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 頁
- 5 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 頁
- 6 外 国 人・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 頁
- 7 犯罪被害者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 頁
- 8 インターネットによる人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 頁
- 9 そ の 他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 頁

## IV 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する教育・啓発

---

- 1 公 務 員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 頁
- 2 教育関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33 頁
- 3 医療・福祉関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34 頁
- 4 消防職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35 頁

## V 計画の推進

---

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37 頁
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37 頁

## 資料編

---

- ・「平成24年度人権に関する市民意識調査」の結果・・・・・・・・・・ 39 頁
- ・世界人権宣言（仮訳文）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55 頁
- ・日本国憲法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57 頁
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ・・・・・・・・・・ 59 頁
- ・人権尊重都市宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60 頁
- ・館林市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会設置要綱 ・・・ 61 頁
- ・館林市人権教育・啓発に関する基本計画庁内検討委員会設置要綱 ・・・ 62 頁

## I 基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

21 世紀は「人権の世紀」といわれています。

人類は、その歴史の中で多くの有益なものを生み出し、20 世紀には科学技術の飛躍的な進歩が遂げられました。

しかしながら、その一方で争いが絶えることなく、繰り返された 2 度の大きな戦争では、有益であったはずの科学技術によって多くの命が奪われ、私たちは命の尊さをあらためて考えさせられることとなりました。

このような反省から、1948 年 12 月 10 日、第 3 回国連総会において、人権および自由を尊重し確保するための「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択され、すべての人はいかなる事由による差別をも受けることなく、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有することなどが宣言されました。更に、1950 年の第 5 回国連総会では、「世界人権宣言」が採択された 12 月 10 日を「人権デー」と定め、毎年、世界中で人権活動を推進するための諸行事を行うことが決議されました。

一方、我が国においては、「基本的人権」を侵すことのできない権利として憲法で保障するとともに、「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、1949 年（昭和 24 年）から、毎年 12 月 10 日を最終日とする 1 週間（12 月 4 日から 10 日まで）を「人権週間」と定め、その期間中、国や関係機関・団体が協力の下、「世界人権宣言」の趣旨及びその重要性を広く訴えかけています。

更に、1994 年（平成 6 年）12 月の国連総会において、1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連

10年」とすることが決議されました。これを受けて我が国では、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめるとともに、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が、2002年（平成14年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定され、人権教育・啓発に関する国としての総合的かつ計画的な推進が図られているところです。

こうした中、本市においては、1996年（平成8年）10月に「すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指すとともに、市民一人ひとりが基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市を築くこと」を目指して「人権尊重都市」を宣言しました。

本計画は、このような経緯の中、人権尊重に関する国内外の動向等を踏まえつつ、市民一人ひとりが人権尊重の精神を育み、「人権尊重都市宣言」にうたわれている、差別や偏見のない明るい社会の実現を目指して策定されたものです。

## 2 計画の目標

「人権尊重都市宣言」にうたわれているように、市民一人ひとりが「基本的人権の大切さを認識する」ためには、生涯を通じて人権尊重に関する意識を醸成すること、そしてまた、そのための機会を与えられることが必要です。

これには、行政はもとより、市民、企業、団体等が協力し合って、取り組む必要があります。

そこで、本計画では、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本理念や施策の方向性を明示し、市民、企業、団体等とともに人権尊重の社会実現に向けた取組を推進することを目標とします。

### 3 策定方針

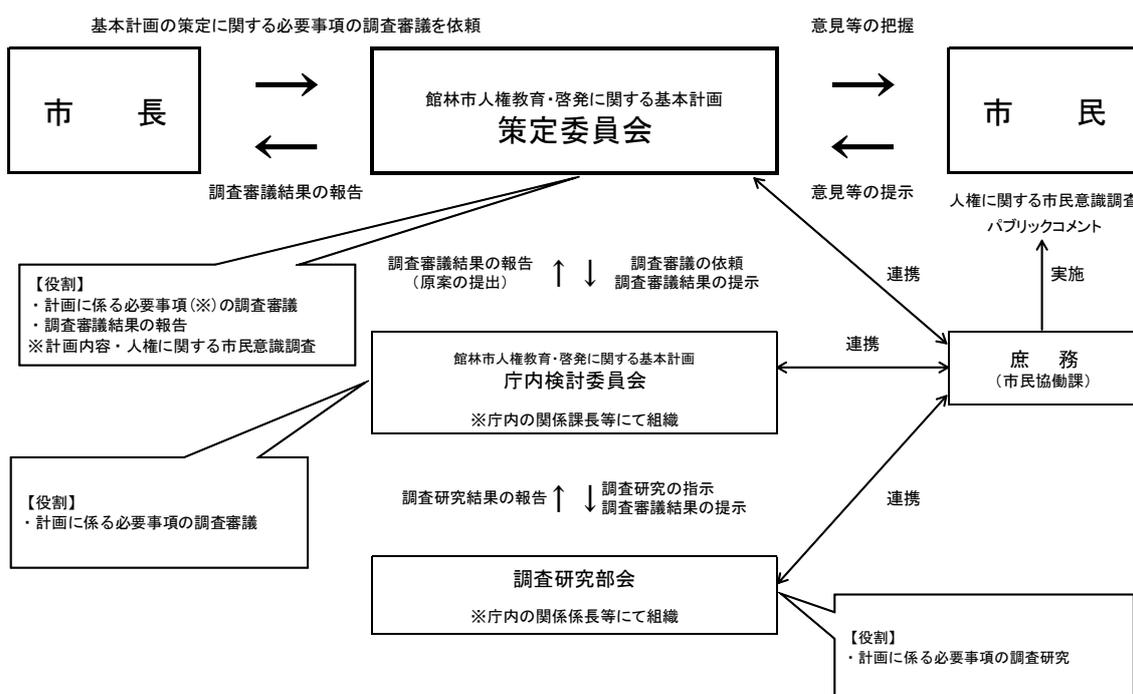
- (1) 2002年（平成14年）に国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び2005年（平成17年）に群馬県が策定した「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を踏まえつつ、館林市の実情に即した計画とします。
- (2) 市民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、実践する必要がある、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中長期的な展望の下に策定します。
- (3) 本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、関係各方面から幅広く意見を聴取するものとします。

## 4 計画の策定体制等

本計画は、関係団体から推薦されたかたや学識経験者などによって組織された「館林市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会」において調査・審議のうえ、まとめあげたものです。

また、庁内においても、関係課長等により組織された「館林市人権教育・啓発に関する基本計画庁内検討委員会」において調査・審議を行っており、審議のための基礎資料として、市民意識の把握を図るため「人権に関する市民意識調査」を実施しました。これらを含めた策定体制等について下図に示します。

(策定体制図)



## Ⅱ 普遍的な視点からの取組

## 1 人権教育の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 2 条は、人権教育を、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しており、同第 3 条において国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発の基本理念について、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と定めています。

こうした中、本市においては、「法の下における平等の原則に基づき、様々な人権問題の解決と真の人権が確立され、すべての人々が幸せになれる社会を実現するため、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動を学校教育および社会教育の面から積極的に推進すること」を基本方針に据えて、年度ごとに人権教育推進計画を策定し、計画的な人権教育の推進を図っているところです。

人権が尊重された社会を構築するためには、学校教育や社会教育を通じて、市民がその発達段階に応じて人権についての知的理解を深めるとともに、単に知識の習得にとどまらず、差別や偏見に気づく感覚（人権意識・人権感覚）を十分に身に付けることができる場が設けられていることが重要です。

更に、このようにして体得した人権に関する知識や感覚によって、様々な場面に応じて、具体的な態度や行動として自然に現れるようになることが期待されます。

こうしたことから、自らの差別意識に気づき、差別を絶対にしてはいけないことに気づかせる人権教育を継続的に推進することが必要です。

## 2 人権啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 2 条は、人権啓発を、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定めています。

国と全国人権擁護委員連合会は、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、その期間中、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、啓発活動を行っています。

また、本市においても「人権週間」等の周知に努めるとともに、人権擁護委員と協力しながら啓発活動を推進しています。

人権尊重の理念に関する相互理解を深め、人権の尊重された社会づくりを進めるには、市民一人ひとりに人権問題への関心を促すとともに、それぞれが基本的人権の大切さを認識することが重要であり、粘り強い取り組みが必要です。

こうしたことから、本市としては、関係機関との連携を図りながら、各種講演会の開催や啓発資料の配布などを通じて人権尊重の理念を訴えかけ、市民の人権感覚・人権意識の醸成に努めます。

### Ⅲ 各人権課題における現状と課題及び取組

## 1 女 性

### (1) 男女の人権の平等

#### (現状・課題)

「男女共同参画社会基本法」では、基本理念の最初に「男女の人権の尊重」が掲げられ、更に「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」としています。

しかしながら、法制面での男女共同参画社会づくりに向けた取り組みが進む一方で、平成24年度に本市において実施した「人権に関する市民意識調査」では、『「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか』との間に、「同感しない」との回答が全体としては44.5%と高いものの、8.5%が「同感する」と回答しています。このように「男は仕事、女は家庭」といった固定的な考え方は、市民意識全体としては薄れつつあるものの、社会の中で依然として根強く残っており、家庭、職場、地域社会などにおいて、男女差別を生む原因となっていると考えられます。

「女性だから」という理由で、社会参加の機会を奪われたり、就職などの面で不利益を被ったりすることはあってはならないことであり、男性も女性も性別にかかわらず、お互いが人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、男女の人権に関する一人ひとりの意識を変えていくことが大切です。

また、「女らしさ」「男らしさ」を極端に強調したり、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が、インタ

ーネットの普及などによって容易に広がるなど、人権侵害となるような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。固定的な男女の観念や、女性に対する差別や偏見、性別に起因する暴力的行為（精神的な苦痛を与える行為を含む。）又はセクシャル・ハラスメント等は、許されるものでないことを一人ひとりがよく理解し、お互いを大切にすることをもち、健康で自分らしく生きられる社会づくりが必要です。

#### (施策の方向)

- ・一人ひとりが人権を守り、個人が尊重され、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していく男女共同参画社会を構築するためには、個人の意識や行動、社会習慣の中に残っている差別や偏見を解消することが重要であり、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発活動を積極的に展開し、人権尊重都市・男女共同参画都市として人権尊重と男女平等の意識づくりを進めます。
- ・固定的な性別による役割分担の見直しなど、男性の理解も大切なことから、男女がともに男女共同参画を学習する機会を増やし、地域活動において男女が対等な構成員であるという男女共同参画意識の啓発を進めます。
- ・家庭は、子どもたちの基本的な生活の場であり、親や家族の意識が子どもに影響を与えることから、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、親や家族の理解や実践を促します。

## (2) 社会・家庭における人権

### (現状・課題)

平成 22 年度に本市において実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、女性の約 1 割がドメスティック・バイオレンス（DV）の被害を経験している状況でした。

性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントなど「女性に対する暴力」は、女性の基本的人権の侵害であり、あらゆる暴力の根絶と救済支援は急務の課題となっています。暴力は、その対象の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

女性に対する暴力とは、性別に基づく暴力行為をいい、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、ストーカー、性犯罪、売買春などがそれにあたり、その実態や男女の置かれている社会構造を見ると、特に女性に対する暴力について早急な対応が求められています。女性に対する暴力は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもありますが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題として、その根絶に向けて努力を続けなければなりません。

### (施策の方向)

- ・暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深めるとともに、特に女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成を進めます。
- ・被害が潜在化しないための相談体制、生活の立て直しを可能にする関係機関の連携体制の整備など、被害者への支援に取り組みます。

### (3) 雇用分野における人権

#### (現状・課題)

働くことは人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することのできる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。雇用の分野においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)の改正などにより法制面での改善は図られています。

しかしながら、採用、昇進、賃金、解雇等においては、依然として男女の間に格差が見られるうえ、パート・アルバイト、非正規労働者の多くは女性であり、全体的に男女の賃金に大きな格差が生じています。

平成 22 年度に本市において実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」でも、職場における男女の待遇の平等について、「平等になっている」と回答した人が 24.9%に対して、約半数の 50.9%の人が「男性が優遇されている」と回答しています。

こうしたことから、仕事と生活の調和を念頭においた、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保が図られるよう、関係機関と連携し、男女が働き続けやすい環境の整備に努めていく必要があります。

(施策の方向)

- ・労働基準監督署やハローワークと連携し、事業所に対し労働関係法令の趣旨・内容の周知に努め、男女格差の是正に関する啓発を行います。
- ・労働者の権利や法律等の規定、苦情の申立て等について労働関係機関と連携して相談体制を充実します。

## 2 子ども

### (1) 学校等における子どもの人権

#### (現状・課題)

社会の変化や価値観の変遷等により、家庭と地域の教育力が低下する中、学校を取り巻く環境は複雑化し、子どもたちの健やかな成長に対して学校が果たす役割は多様化しています。また、情報化が進む中で、社会には様々なメディアが溢れ、子どもたちはそれらから影響を受けやすい環境にあり、規範意識の乱れや問題行動の多様化・低年齢化に拍車がかかっています。

今後、社会は益々激しい変化を遂げることが予想される中で、子どもたちは、このような社会を生き、担うために、「確かな学力」「健康・体力」に加え、「豊かな人間性」をしっかりと身につける必要があります。

平成24年度に本市において実施した「人権に関する市民意識調査」では、「子どもの人権で、特に問題と思うものはどれですか」（複数回答）との問に対して、「児童・生徒の不当な仲間はずれや差別的扱い」との回答が最も多く65.9%という結果でした。子どもたちの仲間はずれは、身近な人権問題の一つであり、こうした問題に約3人に2人が関心を寄せていることに注目すべきです。また、いじめや非行、その他の問題行動など、子どもの健やかな成長を阻害する要因を根絶することも求められており、学校は家庭や地域と情報を共有しその対策を講じるなど、三者一体となった取り組みが必要です。

一方、子どもの人権に関する国際的な動きとして、ほぼすべての国と地域が締結している「児童の権利に関する条約」があげられます。この条約は、1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択され、

我が国は、1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准を行ったもので、世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

学校教育においては、日本国憲法に定められている「基本的人権」はもとより、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）についても学習し、児童生徒一人ひとりの個性や考え方が尊重されることが重要であることについて理解させるなど、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にされた教育が行われることが求められています。

#### **(施策の方向)**

- ・子どもの「確かな学力」「健康・体力」に加え、「豊かな人間性」をバランスよく育むため、一人ひとりの発達段階や能力に応じたきめ細かな幼児教育、小学校・中学校教育の充実を図ります。
- ・子どもたちを取り巻く諸問題の解決に向けて、学校、家庭、地域が相互に連携を強め、三者一体となった取り組みを進めます。
- ・幼児期の保育においては、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うことを目標とします。

## (2) 家庭における子どもの人権

### (現状・課題)

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待防止に向けた発生予防から早期発見・早期対応、更には保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要となっています。

こうした中、本市においては「館林市要保護児童対策地域協議会」を設置し、「要保護児童の早期発見及び保護並びに要支援児童の適切な支援」「子ども等の安全の確保」に取り組み、児童虐待の防止に努めています。

また、国では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るための運動を展開する一方、本市でも集中的な広報・啓発活動を実施しています。

### (施策の方向)

- ・子どもの虐待につながるドメスティック・バイオレンス防止のための情報提供に努めます。
- ・児童相談所などの関係機関と連携を図りながら、家庭児童相談員による児童虐待に関する相談、指導を行います。

### (3) 地域における子どもの人権

#### (現状・課題)

少子化による児童数の減少や核家族化の進行は、子ども同士の遊びを通じての仲間関係の形成や、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。

このため、子どもの成長には、親子のふれあいや地域住民と接する機会を増やし、豊かな自然環境や歴史・文化を生かした様々な体験活動やスポーツ活動を通じて、豊かな人間性を育むことが必要となっています。

#### (施策の方向)

- ・子どもの健全育成を目的とした創作活動や野外活動、地域文化活動などの体験学習・世代間交流等を実施するとともに、子ども会育成会協議会等への指導や支援を行います。

### 3 高齢者

#### (現状・課題)

本市の総人口は、2013年（平成25年）10月1日現在約79,000人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2020年（平成32年）に74,000人、2035年（平成47年）には65,000人に減少し、年齢別に見ると、年少人口（14歳以下）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加し、少子高齢化が一層進行すると想定されています。また、本市の世帯構成は、単独世帯や夫婦のみ世帯、ひとり親世帯が増加しており、今後は、高齢化の進行により、高齢者のみの世帯数の増加とともに、認知症などの支援を必要とする高齢者の増加が予測されます。

平成24年度に本市において実施した「人権に関する市民意識調査」では、「高齢者の人権で、特に問題と思うものはどれですか？」（複数回答）との問い、「病気などになったとき、十分な介護や看護が受けられない」との回答が48.0%、「経済的な保障が不十分な人がいる」が40.5%と高く、健康や経済的な状況に不安を感じる人が多いことがうかがえます。

更に、これらに次いで「家庭や地域社会から孤立している人がいる」との回答も25.5%に上っており、核家族世帯や単独世帯、高齢者世帯の増加、価値観の多様化や生活様式の変化など様々な要因により、住民の相互交流が減少し、互いに支えあって生活する社会的風土など地域コミュニティの衰退が見られます。

このような地域社会の状況を踏まえ、高齢者を社会の一員として包み支えあい、すべての市民が尊厳をもって自立できる社会を構築することが求められています。

(施策の方向)

- ・ 高齢者が人間として尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、認知症などの高齢者とその家族を支援し、高齢者介護に関する知識の普及・啓発に努め、広く市民の理解と協力を求めます。
- ・ 保健・福祉・医療関係者との地域包括ケア体制を構築し、ネットワークづくりの推進や医療・介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に受けられる、誰もが安心して暮らせる地域の体制づくりに努めます。
- ・ 認知症などにより判断能力の低下した高齢者に対して、介護・福祉サービスを適切に提供したり、日常的な金銭管理・財産管理、消費者被害の防止、高齢者に対する虐待の防止・早期発見など、権利を擁護する相談・支援を行います。

## 4 障がい者

### (現状・課題)

障がい者は、物理的・社会的な障壁により不利益を被ることが多く、自立と社会参加が阻まれている状況にあります。その一方で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、あるいは、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待や金銭搾取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利擁護の強化が必要となっています。

また、障がい者は就労面でも依然として難しい状況にあります。平成 23 年度に実施した「館林市の障がいのある方の実態・意向把握調査」によると、知的障がい者と精神障がい者の 5 割弱、身体障がい者の 2 割弱が偏見や差別を感じるものが「ある」と回答しており、感じるときについては、「仕事や収入」、「隣近所のつきあい」、「街角での人の視線」との回答が高くなっています。

同調査では、差別や偏見の改善についても、身体障がい者や知的障がい者では改善されているとの回答が多いものの、精神障がい者では改善されていないとの回答が多くなっており、まだまだ障がいや障がい者に対する理解が不十分であることがうかがえます。

障がい者に対する偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状に対する理解不足が起因することが多く、障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するためには、社会を構成するすべての人々が、障がいや障がい者に対する理解を深めることが重要です。

(施策の方向)

- ・障がいや障がい者について市民の理解を深め、障がい者が安心して地域で生活を営むことのできるよう、障がい者と障がいのないかたとの交流促進や広報啓発活動を推進します。
- ・障がい者の権利を擁護する成年後見制度の周知・普及を図るとともに、その利用を支援します。

## 5 同和問題

### (現状・課題)

同和問題は、歴史的過程で形作られた身分差別によってもたらされた日本固有の重大な人権問題です。国では、この問題の解決を図るため、同和対策事業特別措置法が制定された1969年（昭和44年）以来、2002年（平成14年）までの33年間、特別措置法に基づく地域改善対策を実施してきました。その結果、生活環境の向上など、物的・経済的格差は改善され、差別意識は解消に向けて進んでいます。

しかしながら、平成24年度に本市において実施した「人権に関する市民意識調査」では、「世間の人たちは、どのような場合に同和地区の人のことを意識していると思いますか」（複数回答）との問に対し、56.8%が「結婚するとき」と答えており、「隣近所で生活するとき」（21.1%）、「人を雇うとき」（10.7%）と続いています。

地域や年代により程度の差はあるものの、同和問題は結婚、就職などの問題を中心として依然として根強く存在しており、この問題の解決には、一人ひとりが基本的人権にかかわる重大な人権問題として正しく理解することが必要です。

(施策の方向)

- ・ 人権教育・啓発に係る様々な場を通じて、同和問題に対する正しい理解を促し、差別のない社会づくりを目指します。
- ・ 学校教育では、社会科を中心とした教科において、同和問題を歴史的に正しく理解するとともに、基本的人権にかかわる課題としてとらえ、身近な差別や偏見を進んで解消しようとする実践力を身に付けるための学習や、科学的・合理的なものの見方・考え方や生き方を培うための学習を行います。

## 6 外国人

### (現状・課題)

本市の外国人の住民登録者数は、2013年（平成25年）10月1日現在約1,700人で、総人口に占める割合は約2.1%となっています。

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障していると解されます。

しかしながら、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識が存在し、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しています。

### (施策の方向)

- ・国際友好都市等の市民や在住する外国人と市民との交流を図り、相互理解と友情を深めることで、多文化共生に対する市民の理解を促します。
- ・国際理解教育の推進を図り、国際感覚が身についた児童生徒を育てます。
- ・在住外国人が暮らしやすい環境づくりのため、情報提供や相談・支援を行います。

## 7 犯罪被害者等

### (現状・課題)

犯罪被害者及びその家族（犯罪被害者等）は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的なショックによる心身の不調や、犯罪被害により生計維持者を失うなどの生活上の問題などを抱えています。

また、誤解や被害者支援に関する情報不足などにより、犯罪被害者等の社会的な孤立も問題となっています。

### (施策の方向)

- ・ 警察などの関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等の支援体制を整えるよう努めます。

## 8 インターネットによる人権侵害

### (現状・課題)

インターネットの普及に伴い、ホームページや電子掲示板等を利用した誹謗中傷など、匿名性が高く、発信者を特定できない情報発信による人権侵害が発生しています。

誰もが簡単に情報を発信できるインターネットは、安易に利用しがちですが、発信した先には世界中の人々が閲覧可能であり、人権問題を含め、そこには様々な問題が生じていることを認識したうえで、利用する必要があります。また、インターネットを介した犯罪も数多く発生する中、早い時期から情報リテラシー（情報を使いこなす力）を身に付けるための教育が重要です。

### (施策の方向)

- ・ 学校教育等を通じて、インターネット等による差別事象やプライバシーの侵害等の人権問題について理解を深めるための学習を行います。
- ・ 関係機関と連携してインターネット等の危険性、有害性に関する啓発活動を推進します。

## 9 その他

### (現状・課題)

以上の人権課題のほか、「HIV感染者」や「ハンセン病元患者等」、「刑を終えて出所した人」への偏見や差別が根強く存在しています。また、「アイヌの人々」や「同性愛者」、「性同一性障がい者」など、社会的少数者（マイノリティ）に対する偏見や差別、「ホームレス」への虐待など、多くの人権課題が存在します。

更に、「北朝鮮当局による拉致問題等」は、国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題として、解決には国内はもとより国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

このように様々な人権問題が存在しますが、今後も社会の複雑化・多様化、あるいは技術的な進歩等が進む中で、新たな人権課題が生じることも想定されます。

### (施策の方向)

- ・ 社会の変化等にも柔軟に対応できるよう、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないと感じることで人権感覚を養うことが重要であり、総合的な人権教育・啓発の場にて、こうした意識の醸成に努めます。

#### IV 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者 に対する教育・啓発

## 1 公務員

人権問題は、近年、特定の問題としてではなく、様々な分野における問題として広がりを見せており、子ども、高齢者、障がい者などに関わる保健福祉行政をはじめ、教育や警察など多分野の業務に従事する公務員は、高い人権意識・人権感覚を持つ必要があります。また、公務員は、日常業務の中で市民と接する機会が多く、人権を尊重した適切な対応が求められています。

こうしたことから、差別のないまちづくりを推進するため、公務員に対する人権啓発研修を実施し、人権問題への正しい認識を深めるとともに、人権尊重の精神を育てます。

## 2 教育関係者

学校教育の場では、児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育にとって重要です。これは、社会教育においても同様であり、学校教育・社会教育の場を通じた教育・啓発に際しては、指導者となる教職員や社会教育関係者自らが人権尊重の態度を身に付けることが大切です。

また、日常生活の中においても、人権尊重を基本においた態度や行動が現れるような人権感覚を身に付けさせることが大切であり、家庭や地域などで身近な人権課題の解決に向け行動できる指導者を、地域や組織の中で養成していくことが必要になります。

こうしたことから、教職員など教育関係者に対する人権教育に関する指導方法等の研修を充実するとともに、研修会の開催や各種人権教育研修への参加により教育関係者の人権尊重に関する意識の向上を図ります。

### 3 医療・福祉関係者

医師や看護師などの医療関係者については、医療を通じて社会の発展に尽くすべきものであり、人の生命・健康に直接かかわる中で、患者のプライバシー保護など人権に配慮した態度と行動が特に求められます。

民生委員・児童委員や主任児童委員については、要援護者の私生活に立ち入り、その一身上の問題に介入することが多々あります。民生委員法第15条には、「個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と規定されており、その職務遂行にあたっては、高い倫理観・道徳観に根ざした人権意識・人権感覚が求められています。

また、要支援・要介護者や障がい者へのサービスの提供など、社会福祉事業を行う事業者や福祉施設の職員は、サービス利用者の生活に直接かかわることが多く、その業務を遂行する中で人権に配慮した行動が求められます。

更に、幼い子どもを預かる保育園において、身近な保育士の姿や言動が子どもに大きな影響を与えることから、保育士は常に自らの人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情を持って子どもとかわらなければなりません。

こうしたことから、医療・福祉関係者については、人権に係る各種講座や講演会などの教育啓発事業を通じて、人権感覚・人権意識の高揚を図るよう努めます。

## 4 消防職員

消防職員は、市民の生命・財産を、火災、事故、地震、台風等の災害時に守るとともに、病気の人や負傷者の搬送などの役割を担っており、その職務を遂行するにあたっては、被害者や患者の人権、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

そのため、消防職員については人権意識・人権感覚を高めるための支援を行います。

## V 計画の推進

## 1 推進体制

施策の推進状況を年度ごとに点検・確認・評価し、計画のゆるぎない推進を図るため、推進会議を置き、計画の進行管理を行います。

なお、推進会議については、幅広い意見を反映できるように関係する団体等からの推薦を受けた者や、学識経験者等によって組織します。

また、庁内についても関係する課長等を委員とした推進体制を設け、人権教育・啓発に関する総合的な調整と情報の共有化を図りながら、本計画を推進します。

## 2 計画の見直し

本計画については、人権問題の持つ「普遍的」な特性にかんがみ、計画期間は設けません。

ただし、国内外の状況の変化に応じた適切な対応ができるよう、情報収集に努めるとともに、計画の見直しが必要と判断される場合において見直しを図ります。

資 料 編

## 「平成 24 年度人権に関する市民意識調査」の結果

## ■調査の概要

- 1 調査目的 市民の人権に関する意識を把握し、人権教育・啓発にかかる施策の総合的な推進を図ることを目的とした館林市人権教育・啓発に関する基本計画策定のための基礎資料とする。
- 2 調査期間 平成 25 年 3 月 1 日（金）～ 15 日（金）
- 3 調査地域 館林市全域
- 4 調査対象 館林市在住 20 歳以上の男女
- 5 抽出方法 住民基本台帳より層化無作為抽出  
※性別・年齢別（5 歳単位）・町丁別に層化
- 6 調査者数 1, 500 人
- 7 調査方法 郵便調査法（催促状送付 1 回）

## ■本調査結果に関する注意事項

- 1 比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下 2 位を四捨五入して算出しています。従って、合計が 100% を上下する場合があります。
- 2 調査結果の構成比については、基数となるべき標本（回答）を 750 として算出しています。
- 3 設問によっては、1 人の回答者が 2 つ以上の回答を出してもよい問があります。従って各回答の合計比率は 100% を超える場合があります。

## ■回収結果

※性別未記入の回答は男女別の回収結果には含まれていません

※年代未記入の回答があることから「男女別の全体数」と「年代別の合計数」とは合致しません

## 全体

回収率	50.0%
回収数	750
配付数	1,500

## 男性

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	男性全体
回収率	26.3%	24.3%	30.7%	55.5%	50.7%	43.4%	38.2%
回収数	35	33	43	76	71	33	291
配付数	133	136	140	137	140	76	762

## 女性

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	女性全体
回収率	40.5%	54.5%	54.9%	60.0%	62.1%	50.6%	54.3%
回収数	49	72	73	81	87	39	401
配付数	121	132	133	135	140	77	738

## ■回答者の属性

## 性別

	男性	女性	未記入	合計
実数	294	401	55	750
構成比	39.2%	53.5%	7.3%	100.0%

## 年代別

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	未記入	合計
実数	86	105	121	161	176	92	9	750
構成比	11.5%	14.0%	16.1%	21.5%	23.5%	12.3%	1.2%	100.0%

## 職業別

No.	職業等	実数	構成比
1	農林漁業	19	2.5%
2	自営業	69	9.2%
3	会社員	201	26.8%
4	パート・アルバイト	118	15.7%
5	公務員	24	3.2%
6	教員	16	2.1%
7	学生	14	1.9%
8	家事専業	114	15.2%
9	無職	133	17.7%
10	その他	29	3.9%
11	未記入	13	1.7%
	合計	750	100.0%

■設問・回答結果（概要）

【問1】あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか？

- 1 知っている
- 2 知らない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入			男	女	未 記 入
1	30	44	1	25	69	0	41	64	5	72	71	5	70	75	11	27	21	13	2	0	3	649	86.5%
2	5	5	1	7	3	0	2	9	0	4	9	0	1	12	6	5	18	6	1	0	1	95	12.7%
無回答	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	6	0.8%

【問2】日本の現実をみて、基本的人権は守られていると思いますか？（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 よく守られていると思う
- 2 だいたい守られていると思う
- 3 あまり守られていないように思う
- 4 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入			男	女	未 記 入
1	3	2	0	1	4	0	5	1	0	3	5	1	9	8	0	5	4	2	0	0	0	53	7.1%
2	15	27	1	14	46	0	27	41	3	55	47	2	54	49	9	20	17	12	3	0	3	445	59.3%
3	15	13	1	15	18	0	10	23	2	14	18	2	6	19	6	5	10	4	0	0	1	182	24.3%
4	2	6	0	3	4	0	1	8	0	4	11	0	2	11	2	2	8	2	0	0	1	67	8.9%
無回答	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0.4%

【問3】今、人権問題や差別問題に関心がありますか？（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 かなり関心がある
- 2 少し関心がある
- 3 あまり関心がない
- 4 まったく関心がない
- 5 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入			男	女	未 記 入
1	4	6	0	4	6	0	5	10	1	10	10	0	14	7	1	9	2	2	0	0	1	92	12.3%
2	14	31	1	13	46	0	19	45	4	44	49	3	39	46	9	17	16	10	2	0	1	409	54.5%
3	13	9	0	13	18	0	18	16	0	21	20	2	18	26	4	3	15	6	1	0	2	205	27.3%
4	4	2	0	2	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	14	1.9%
5	0	1	1	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	7	2	3	6	0	0	0	1	26	3.5%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	4	0.5%

【問4】あなたやあなたのまわりの人が差別や人権侵害を受けたことはありますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- 1 女性に対する差別
- 2 子どもへのいじめ・虐待
- 3 高齢者に対する差別
- 4 障がい者に対する差別
- 5 同和地区出身者に対する差別
- 6 外国籍の人たちに対する差別
- 7 犯罪被害者等に対する誹謗・中傷
- 8 HIV感染者・エイズ患者に対する差別
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 その他（）
- 11 特にない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入			男	女	未 記 入
1	5	12	1	2	18	0	5	19	0	13	24	2	7	17	3	0	3	1	0	0	0	132	17.6%
2	8	16	0	6	18	0	10	23	1	18	21	1	12	13	0	2	3	3	0	0	0	155	20.7%
3	3	7	0	1	2	0	5	9	0	9	13	1	9	11	2	6	7	4	0	0	2	91	12.1%
4	7	11	1	7	13	0	6	16	0	16	21	1	12	7	2	3	5	4	0	0	3	135	18.0%
5	1	3	0	2	3	0	3	7	0	7	12	0	9	3	1	1	0	2	0	0	2	56	7.5%
6	5	4	0	4	8	0	5	4	0	11	12	0	12	3	2	0	2	1	0	0	2	75	10.0%
7	2	2	0	1	0	0	0	3	0	3	0	0	5	3	0	0	1	1	0	0	0	21	2.8%
8	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2	0	0	0	1	2	0	0	0	11	1.5%
9	7	11	0	4	9	0	5	12	1	8	3	0	3	1	0	0	0	1	0	0	2	67	8.9%
10	2	1	0	1	2	0	0	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1.9%
11	19	20	1	16	34	0	28	24	2	41	37	3	39	54	10	22	29	13	3	0	1	396	52.8%
無回答	0	1	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0	2	2	0	1	0	1	0	0	2	15	2.0%

【問5】「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか？（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 同感する
- 2 同感しない
- 3 どちらともいえない
- 4 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入			男	女	未 記 入
1	3	2	0	2	5	0	4	5	0	7	7	1	8	4	1	7	1	6	1	0	0	64	8.5%
2	15	24	2	14	29	0	22	37	4	28	48	2	27	40	10	12	10	7	1	0	2	334	44.5%
3	17	23	0	17	37	0	17	29	1	40	26	2	36	41	5	12	23	7	1	0	3	337	44.9%
4	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1	1	2	4	0	0	0	0	12	1.6%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3	0.4%

【問6】女性の人権で問題と思うものはどれですか？（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- 1 男女の固定的な役割分担意識（「家事は女性」等）に基づく差別的取扱いを受けること
- 2 職場において差別待遇（女性だからという理由で管理職になりにくい等）を受けること
- 3 セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
- 4 ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）
- 5 売春・買春
- 6 女性の体や媚びたポーズを強調した写真等を掲載した雑誌・DVD など
- 7 その他（ ）
- 8 特にない
- 9 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	15	26	2	9	38	0	21	37	2	23	41	2	31	35	5	7	14	5	0	0	2	315	42.0%
2	19	33	1	15	46	0	23	43	4	35	45	2	35	37	9	8	10	3	1	0	3	372	49.6%
3	13	30	1	13	45	0	24	40	3	40	46	2	27	43	3	6	9	6	1	0	1	353	47.1%
4	17	24	0	10	40	0	19	32	3	30	38	1	28	39	7	3	9	3	0	0	1	304	40.5%
5	3	15	0	6	20	0	12	17	0	19	32	1	21	25	3	4	8	4	0	0	1	191	25.5%
6	1	8	0	5	14	0	4	9	0	14	19	0	18	26	2	11	7	9	0	0	0	147	19.6%
7	1	0	0	0	1	0	1	1	0	3	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	12	1.6%
8	4	3	0	7	3	0	6	2	1	9	4	1	8	11	4	8	10	3	1	0	1	86	11.5%
9	1	0	0	3	3	0	2	3	0	6	7	0	8	6	5	5	7	4	0	0	0	60	8.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	1	2	1	0	0	2	10	1.3%

【問7】女性の人権が尊重された社会実現のために、どのようなことを行えばよいと思いますか？（あてはまるものに3つまで○をつけてください）

- 1 女性の人権に関する広報・啓発・学習機会を充実する
- 2 企業などが、男女共同参画の推進やセクハラ防止等、女性の人権尊重に積極的に取り組むように情報を提供する
- 3 政策における意思決定や方針決定の場への女性の参画を促進する
- 4 女性の就労機会を増やしたり、能力を開発したりすることを促進する
- 5 地域活動など女性の社会参加を促す
- 6 保育の施設・サービスや、高齢者・病人の施設・介護サービスを充実する
- 7 各種団体の女性リーダーを養成する
- 8 ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）被害者のための相談・支援を行う
- 9 その他（ ）

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	8	12	0	7	6	0	7	15	1	19	14	1	14	22	7	8	6	9	0	0	2	158	21.1%
2	19	23	1	12	44	0	16	37	2	38	45	3	34	40	7	14	13	5	3	0	2	358	47.7%
3	13	15	1	6	19	0	14	16	1	29	22	0	27	24	3	9	8	6	2	0	2	217	28.9%
4	12	30	1	16	38	0	21	42	2	30	42	0	32	40	9	13	12	10	0	0	3	353	47.1%
5	9	2	1	1	3	0	4	2	0	10	15	0	15	16	3	12	7	1	0	0	0	101	13.5%
6	12	27	0	20	49	0	25	48	2	34	46	1	27	44	11	14	24	14	2	0	2	402	53.6%
7	3	8	0	6	5	0	5	11	0	15	7	1	14	9	3	4	5	4	0	0	0	100	13.3%
8	12	13	0	8	18	0	12	22	2	23	19	1	21	25	2	5	6	5	0	0	1	195	26.0%
9	1	0	0	2	3	0	2	2	0	1	3	0	3	3	0	0	1	0	0	0	1	22	2.9%
無回答	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	2	1	1	1	2	1	2	3	0	0	1	18	2.4%

【問8】子どもの人権で、特に問題と思うものはどれですか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 児童・生徒の不当な仲間はずれや差別的扱い
- 2 親からの虐待
- 3 部活動、地域のスポーツ活動などでの過度な練習の強要等
- 4 親による自分の考え方の強制
- 5 児童・生徒に対する教師からの体罰
- 6 髪型や服装を強制する校則
- 7 その他（ ）
- 8 特いない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	21	35	2	22	52	0	30	57	2	49	55	4	44	58	14	17	15	12	2	0	3	494	65.9%
2	21	28	0	19	50	0	27	43	2	43	57	4	37	39	8	15	16	8	1	0	1	419	55.9%
3	1	2	0	5	7	0	9	5	0	7	7	0	8	8	4	9	3	7	1	0	0	83	11.1%
4	10	12	1	13	13	0	8	18	0	22	17	0	16	24	2	9	5	7	1	0	1	179	23.9%
5	9	9	0	2	12	0	2	9	1	9	20	0	15	15	2	12	8	5	1	0	2	133	17.7%
6	4	3	0	1	1	0	1	3	1	2	2	0	6	4	0	2	3	2	0	0	1	36	4.8%
7	0	0	0	0	1	0	1	2	1	1	1	0	2	3	0	1	0	0	0	0	1	14	1.9%
8	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	0	1	4	4	2	4	8	1	0	0	1	30	4.0%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1	9	1.2%

【問9】近所の子どもが虐待されていることを知った場合、あなたならどうしますか？（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 市役所や児童相談所、民生委員児童委員などに通報する
- 2 直接、その家族に確かめてみる
- 3 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない
- 4 自分には関係がないので特に何もしない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	22	28	2	18	46	0	24	47	2	53	59	4	56	68	11	25	25	16	2	0	2	510	68.0%
2	2	1	0	4	2	0	2	4	0	2	3	0	1	2	1	1	3	0	0	0	0	28	3.7%
3	9	20	0	10	24	0	15	22	2	20	19	0	14	15	4	4	7	1	0	0	3	189	25.2%
4	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	2	1	0	0	0	10	1.3%
無回答	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	2	2	2	1	0	1	13	1.7%

【問10】子どもの人権を守るために、どうするべきだと思いますか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 学校その他で、子ども同士のいじめを見逃さないようにする
- 2 学校、家庭、地域の連携を強化する
- 3 子どもが周囲から孤立しないような環境をつくる
- 4 児童虐待の発見や解決のための体制づくりをする
- 5 子どもの人権を尊重する教育や啓発に力を入れる
- 6 子どもの自主性を育み、親や学校の考え方を一方的に押しつけないようにする
- 7 部活動、地域のスポーツ活動などで、行き過ぎた練習が行われないようにする
- 8 教師の体罰をなくすようにする
- 9 その他（ ）
- 10 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	19	24	0	16	37	0	19	36	2	37	46	1	39	44	10	19	22	7	2	0	2	382	50.9%
2	12	19	1	11	27	0	20	30	1	33	31	4	34	32	4	16	13	9	0	0	1	298	39.7%
3	11	21	1	13	31	0	18	19	0	19	17	1	11	32	11	9	6	4	2	0	2	228	30.4%
4	14	15	0	9	22	0	9	24	1	26	25	3	15	14	2	2	4	3	0	0	0	188	25.1%
5	1	3	1	2	9	0	5	10	3	10	11	0	12	8	2	3	1	3	1	0	3	88	11.7%
6	5	11	0	5	12	0	7	13	1	13	13	0	19	16	3	11	8	4	0	0	1	142	18.9%
7	0	1	0	2	1	0	2	1	0	3	5	0	1	7	3	1	0	3	1	0	0	31	4.1%
8	2	3	0	0	1	0	1	2	1	2	4	0	5	1	2	1	4	1	0	0	0	30	4.0%
9	2	1	0	0	0	0	1	3	1	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	15	2.0%
10	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0	1	2	0	1	5	1	0	0	1	16	2.1%
無回答	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	1	0	2	2	0	0	1	12	1.6%

【問11】高齢者の人権で、特に問題と思うものはどれですか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 病気などになったとき、十分な介護や看護が受けられない
- 2 経済的な保障が不十分な人がいる
- 3 高齢者に対する虐待
- 4 家庭や地域社会から孤立している人がいる
- 5 高齢者に対して周囲の人の温かい心が欠けている
- 6 まちのなかで暮らしていくのに不便が多い
- 7 アパートなど住宅への入居を断られることがある
- 8 知識や経験を活かす場が乏しい
- 9 その他（）
- 10 特いない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	19	27	0	14	39	0	16	32	3	41	36	1	39	43	10	9	16	10	2	0	3	360	48.0%
2	17	11	1	11	34	0	21	38	2	36	32	2	25	37	6	10	10	7	1	0	3	304	40.5%
3	6	10	0	5	15	0	6	11	0	10	13	0	9	9	0	4	5	1	0	0	0	104	13.9%
4	5	23	1	11	26	0	12	19	2	13	19	1	19	20	3	11	3	2	0	0	1	191	25.5%
5	7	6	0	7	2	0	2	2	1	12	7	0	6	15	5	7	7	4	0	0	1	91	12.1%
6	3	5	1	3	9	0	8	15	0	10	13	0	7	9	6	2	4	4	2	0	2	103	13.7%
7	0	4	0	3	2	0	4	4	0	3	4	0	1	5	0	1	1	0	0	0	0	32	4.3%
8	3	6	0	6	11	0	6	10	0	11	12	0	13	10	2	4	5	3	1	0	2	105	14.0%
9	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	10	1.3%
10	2	1	0	3	0	0	1	2	0	5	5	3	4	2	1	5	7	2	0	0	0	43	5.7%
無回答	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	4	0	0	1	0	0	0	1	11	1.5%

【問12】高齢者の人権を守るために、どのようなことを行えばよいと思いますか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう「在宅サービス」などの社会福祉施策を充実する
- 2 医療保障、介護支援の促進
- 3 家族や隣人、ボランティアなど地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる
- 4 高齢者の生きがいづくりを支援する
- 5 高齢者向けの住宅を確保する
- 6 身体機能の低下した高齢者にも優しいまちづくりを進める
- 7 高齢者の雇用を促進する
- 8 高齢者への差別をなくすよう啓発を進める
- 9 その他（ )
- 10 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	16	22	1	11	25	0	19	41	1	42	49	1	41	48	14	19	19	14	2	0	4	389	51.9%
2	13	22	1	14	27	0	15	28	3	29	36	3	27	38	7	15	11	5	1	0	2	297	39.6%
3	11	11	0	8	26	0	10	21	2	15	19	1	17	23	5	11	9	6	1	0	1	197	26.3%
4	7	14	1	11	20	0	13	19	0	22	15	0	22	24	4	8	10	5	2	0	0	197	26.3%
5	3	10	0	1	8	0	3	7	1	3	9	0	2	8	1	1	4	1	0	0	1	63	8.4%
6	9	4	1	5	15	0	10	7	1	11	13	0	13	11	4	4	6	3	0	0	2	119	15.9%
7	1	7	0	5	13	0	5	11	0	10	8	1	11	8	2	1	3	3	0	0	1	90	12.0%
8	1	2	0	2	2	0	0	5	0	2	2	0	1	2	0	2	1	1	0	0	0	23	3.1%
9	0	1	0	0	1	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	8	1.1%
10	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	3	0	0	0	0	12	1.6%
無回答	1	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	0	2	1	0	0	1	13	1.7%

【問13】障がい者の人権で、特に問題と思うものはどれですか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 希望する職業に就けない
- 2 障がい者に対して周囲の温かい心が欠けている
- 3 地域社会から孤立しがちである
- 4 まちのなかで暮らしていくのに不便がある
- 5 結婚問題で周囲から反対を受けることがある
- 6 アパートなど住宅への入居が困難である
- 7 暮らしていくのに必要な情報が入手できない
- 8 その他（ )
- 9 特にない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	10	18	2	14	34	0	21	30	3	35	37	0	30	44	6	10	13	7	2	0	2	318	42.4%
2	16	22	0	11	23	0	18	34	1	33	32	3	27	28	8	5	14	7	0	0	4	286	38.1%
3	13	18	1	10	37	0	19	24	0	28	35	1	21	33	8	11	11	2	2	0	3	277	36.9%
4	6	14	0	6	18	0	5	11	2	10	14	2	12	5	2	3	5	4	0	0	0	119	15.9%
5	3	4	0	5	4	0	0	1	1	4	2	0	3	6	0	3	1	3	1	0	0	41	5.5%
6	5	2	0	4	2	0	6	2	1	3	6	0	4	7	0	3	1	1	0	0	0	47	6.3%
7	4	5	0	4	9	0	5	10	0	12	6	0	11	8	2	2	0	1	1	0	0	80	10.7%
8	0	2	0	1	2	0	3	3	1	3	1	0	3	3	0	1	0	0	0	0	3	26	3.5%
9	1	3	0	1	1	0	1	4	0	4	3	2	9	9	1	8	11	2	0	0	1	61	8.1%
無回答	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5	2	2	3	4	0	0	0	20	2.7%

【問14】職場で障がい者と、障がいのない人が一緒に働くことについてどう思いますか？

（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 よい機会なので、一緒に仕事をしたい
- 2 一緒に仕事をしてもかまわない
- 3 職場に入るのはかまわないが、同じ仕事をやりたくはない
- 4 他の人の負担になるので、できればやめてほしい
- 5 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	11	13	0	5	16	0	5	28	0	8	20	2	10	24	5	5	10	5	1	0	0	168	22.4%
2	13	24	1	24	43	0	33	36	4	60	48	2	48	38	10	13	16	7	2	0	3	425	56.7%
3	4	2	0	1	1	0	2	1	0	2	2	0	1	3	0	1	1	2	0	0	1	24	3.2%
4	3	0	0	0	1	0	0	1	0	3	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	14	1.9%
5	3	10	1	3	11	0	3	7	1	3	7	1	10	15	1	10	10	3	0	0	1	100	13.3%
無回答	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	5	1	3	2	3	0	0	1	19	2.5%

【問15】障がい者の人権を守るために、どのようなことを行えばよいと思いますか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 雇用促進など就労の支援
- 2 障がい者が使いやすいような道路、施設などの環境整備
- 3 リハビリテーション事業や訓練施設などの充実
- 4 家事援助など、日常生活のサービスの充実
- 5 障がい者への理解や社会参加促進のためのPR活動の充実
- 6 保健・医療施設の充実
- 7 障がい者が自己決定することを支援する仕組みの充実
- 8 障がい者が参加しやすいような行事の工夫と開催
- 9 障がい者施設・サービスへのオンブズマン制度の導入
- 10 その他（ )
- 11 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	10	22	1	19	33	0	21	42	1	44	41	5	38	47	12	8	15	5	2	0	3	369	49.2%
2	9	16	0	10	18	0	8	19	0	18	22	0	16	18	6	8	9	5	1	0	0	183	24.4%
3	10	7	0	2	20	0	5	13	1	9	9	0	15	15	4	4	7	4	1	0	2	128	17.1%
4	8	12	0	3	21	0	13	12	1	12	21	1	12	19	1	0	6	1	2	0	0	145	19.3%
5	10	10	1	2	11	0	9	15	2	22	14	1	8	8	4	6	4	2	0	0	2	131	17.5%
6	6	7	0	2	10	0	3	7	1	14	6	2	12	15	4	7	6	3	0	0	2	107	14.3%
7	7	5	1	7	8	0	10	14	0	12	16	0	11	11	1	2	0	5	0	0	1	111	14.8%
8	3	7	0	3	9	0	4	5	0	11	14	0	17	9	3	5	3	6	0	0	2	101	13.5%
9	2	1	0	2	4	0	3	6	0	3	5	0	6	4	2	1	3	1	0	0	1	44	5.9%
10	0	0	0	2	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	10	1.3%
11	0	1	0	1	1	0	1	0	0	2	3	0	3	6	0	8	6	0	0	0	1	33	4.4%
無回答	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	2	3	3	0	0	0	13	1.7%

【問16】 同和地区（部落）と呼ばれている地区があること、あるいは、「同和問題」「部落問題」「部落差別」等を知っていますか？

- 1 知っている
- 2 知らない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	27	32	1	26	60	0	34	62	4	67	69	4	68	71	14	24	19	14	2	0	5	603	80.4%
2	8	17	1	7	12	0	8	11	0	8	12	1	3	15	3	9	16	5	1	0	0	137	18.3%
無回答	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	4	1	0	0	1	10	1.3%

【問17】 世間の人たちは、どのような場合に同和地区の人のことを意識していると思いますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- 1 結婚するとき
- 2 隣近所で生活するとき
- 3 人を雇うとき
- 4 同じ団体（町内会、自治会、PTAなど）のメンバーとして活動するとき
- 5 仕事の上でかかわりをもつとき
- 6 同じ職場で働くとき
- 7 飲食したり、つきあったりするとき
- 8 同じ学校に通学するとき
- 9 店で物を買うとき
- 10 その他（ )
- 11 特に意識してはいないと思う
- 12 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	15	20	3	20	40	0	25	48	2	45	57	2	43	53	8	13	20	8	1	0	3	426	56.8%
2	5	14	1	3	22	0	13	14	0	22	21	0	15	11	2	6	7	2	0	0	0	158	21.1%
3	1	9	0	4	10	0	6	6	0	11	8	0	12	6	2	1	1	2	0	0	1	80	10.7%
4	4	8	0	5	8	0	8	7	0	6	7	1	8	4	0	4	2	1	0	0	0	73	9.7%
5	1	7	0	3	7	0	4	4	0	8	4	1	11	6	0	2	2	3	0	0	1	64	8.5%
6	3	7	0	1	8	0	4	3	0	5	5	0	2	5	0	0	1	1	0	0	1	46	6.1%
7	4	3	0	2	2	0	4	2	0	5	3	0	4	3	1	1	4	0	0	0	0	38	5.1%
8	1	4	0	2	3	0	3	0	0	6	4	0	4	2	0	0	0	1	0	0	0	30	4.0%
9	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0.5%
10	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	10	1.3%
11	8	12	0	8	19	0	14	11	1	22	15	2	26	29	6	13	8	8	1	0	3	206	27.5%
12	7	16	0	5	8	0	5	12	1	4	11	2	5	13	5	5	10	3	1	0	2	115	15.3%
無回答	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	3	1	1	3	3	0	0	1	17	2.3%

## 館林市人権教育・啓発に関する基本計画（資料編）

【問18】あなたに子どもがいるとして、その子どもの結婚相手が同和地区の出身であることがわかったとき、あなたはどのように思いますか？（あてはまるものに1つだけ〇をつけてください）

- 1 子どもの意思を尊重する
- 2 自分がかまわないが、親類や世間へのてまえがあるので、結婚させたくない
- 3 どうしても結婚させたくない
- 4 その他（ ）
- 5 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入			男	女	未 記 入
1	25	32	2	21	36	0	29	42	3	53	58	1	54	46	10	22	19	12	2	0	3	470	62.7%
2	3	4	0	2	5	0	4	7	1	10	4	1	6	6	2	3	4	4	0	0	1	67	8.9%
3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	2	5	0	3	8	0	1	1	0	0	0	1	24	3.2%
4	1	1	0	0	3	0	2	2	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	14	1.9%
5	5	12	0	10	26	0	8	21	1	8	14	2	7	24	4	5	11	3	1	0	1	163	21.7%
無回答	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	2	4	1	0	0	0	12	1.6%

【問19】同和地区、同和問題について、あなたはどのように考えますか？（あてはまるものに1つだけ〇をつけてください）

- 1 人間の自由や平等などにかかわる問題なので、国民全体で考えるべきだ
- 2 あまりさわがず、そっとしておくのがよい
- 3 非常に難しい問題なので、できるだけ避けていきたい
- 4 同和地区の人々の問題であるから、自分には関係ない
- 5 特に関心がない
- 6 その他（ ）
- 7 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入	男	女	未 記 入			男	女	未 記 入
1	12	20	1	9	28	0	18	41	4	39	29	1	29	24	5	8	9	8	1	0	0	286	38.1%
2	7	9	1	9	19	0	16	15	1	23	23	3	22	22	9	13	11	6	1	0	0	210	28.0%
3	1	1	0	0	2	0	0	1	0	0	4	0	3	3	0	1	3	0	0	0	0	19	2.5%
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0.4%
5	7	4	0	4	8	0	1	4	0	4	5	0	8	9	0	5	2	2	0	0	1	64	8.5%
6	3	0	0	3	2	0	1	0	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	1	22	2.9%
7	4	15	0	7	13	0	7	11	0	7	15	1	4	22	2	4	10	1	1	0	3	127	16.9%
無回答	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3	1	2	4	3	0	0	1	19	2.5%

【問20】学校での同和教育は、今後どうするべきだと思いますか？（あてはまるものに1つだけ○をつけてください）

- 1 今後とも、積極的に行う必要がある
- 2 学校内に同和地区をかかえた学校のみ行う必要がある
- 3 特に行う必要はない
- 4 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	17	20	1	9	33	0	22	33	2	33	32	1	22	13	4	6	4	4	1	0	3	260	34.7%
2	3	3	0	2	6	0	2	5	1	5	4	0	6	2	0	3	1	2	0	0	0	45	6.0%
3	11	9	1	10	14	0	14	16	1	24	27	3	34	42	8	15	15	10	1	0	1	256	34.1%
4	3	17	0	11	19	0	5	19	1	14	16	1	7	28	4	7	12	1	1	0	1	167	22.3%
無回答	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	1	2	7	3	0	0	1	22	2.9%

【問21】同和問題を解決するには、どうしたらよいと考えますか？（あてはまるものに3つまで○をつけてください）

- 1 学校教育、社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動、啓発活動を積極的に行う
- 2 同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる
- 3 基本的人権を守り、真の民主主義の確立を旨とする国民的運動を拡大、強化する
- 4 差別をしたり差別を営利目的などに使うものを法律で処罰する
- 5 同和地区の人がかたまって住まないようにする
- 6 同和地区の人々が、差別に負けず、積極的に行政や同和地区外の人々に働きかけていく
- 7 同和地区の生活環境をよくする
- 8 同和地区の人々の収入を安定、向上させ、教育水準を高め、生活力を強くする
- 9 その他（ ）
- 10 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	15	24	1	12	41	0	26	38	3	42	43	1	41	41	7	14	12	10	1	0	2	374	49.9%
2	10	14	1	11	20	0	11	21	1	25	25	2	69	38	8	15	13	7	1	0	3	295	39.3%
3	10	13	0	5	13	0	8	13	2	28	21	1	25	19	3	5	7	7	1	0	1	182	24.3%
4	7	5	0	4	6	0	18	11	0	18	16	0	14	13	2	1	2	3	0	0	2	122	16.3%
5	1	8	0	3	6	0	3	6	0	8	12	1	9	6	0	2	4	2	1	0	2	74	9.9%
6	6	1	0	3	5	0	7	7	0	11	8	0	12	19	2	9	7	5	0	0	1	103	13.7%
7	6	9	0	1	15	0	3	8	1	11	9	0	1	6	3	6	1	1	0	0	0	81	10.8%
8	5	7	0	3	10	1	4	10	3	7	12	2	8	10	0	4	1	2	0	0	0	89	11.9%
9	1	1	0	0	5	0	3	3	2	3	2	1	2	2	0	0	0	1	0	0	2	28	3.7%
10	5	15	0	11	9	0	1	17	0	10	11	1	6	16	4	5	15	2	1	0	4	133	17.7%
無回答	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	3	3	3	0	0	0	17	2.3%

【問22】外国籍の人たちの人権で、特に問題と思うものはどれですか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 不当に解雇されたり、低賃金で働かされるなど労働条件が悪い
- 2 就職が困難である
- 3 アパートなど住宅への入居が困難である
- 4 町会など地域社会の受け入れが十分でない
- 5 結婚差別を受けることがある
- 6 店によっては入店を拒否されることがある
- 7 その他（ )
- 8 特にない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	20	30	1	18	41	0	27	35	4	50	45	3	32	35	6	9	13	7	2	0	4	382	50.9%
2	12	22	0	8	30	0	14	23	0	28	25	2	20	26	4	5	12	5	0	0	1	237	31.6%
3	5	7	0	5	5	0	8	13	2	10	17	1	5	10	1	2	3	5	1	0	0	100	13.3%
4	10	12	1	5	11	0	5	7	0	18	11	1	13	9	2	5	3	5	1	0	3	122	16.3%
5	3	5	0	2	3	0	2	1	0	4	2	0	3	5	3	1	0	2	0	0	0	36	4.8%
6	1	1	0	0	2	0	0	0	1	0	3	0	2	3	0	1	0	2	0	0	1	17	2.3%
7	1	0	0	1	1	0	3	5	1	1	3	0	1	6	0	0	2	0	0	0	1	26	3.5%
8	5	6	1	8	13	0	5	18	1	15	14	1	23	26	7	17	15	3	1	0	1	180	24.0%
無回答	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0	4	0	4	10	2	2	4	3	0	0	1	35	4.7%

【問23】外国籍の人たちの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 外国籍の人たちの文化や生活習慣などへの理解を深めるよう、外国籍の人たちとの交流を進める
- 2 外国籍の人たちのための就労の場を確保する
- 3 外国籍の人たちの社会保障など保護を強化する
- 4 外国籍の人たちとの結婚に対する偏見等をなくす
- 5 外国籍の人たちのための住宅を確保する
- 6 外国籍の人たちの参政権を認める
- 7 その他（ )
- 8 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	21	35	1	18	49	0	29	47	3	54	52	3	38	51	11	19	19	14	2	0	5	471	62.8%
2	12	24	0	3	23	0	16	24	2	31	29	2	22	24	4	5	10	4	1	0	1	237	31.6%
3	5	9	0	7	17	0	7	8	2	20	20	2	11	12	1	5	6	3	1	0	1	137	18.3%
4	7	3	0	4	4	0	3	1	0	4	2	0	7	7	0	2	3	2	0	0	1	50	6.7%
5	2	4	0	0	1	0	2	4	0	1	5	1	3	5	0	1	0	2	0	0	0	31	4.1%
6	3	1	0	0	4	0	4	3	0	4	3	0	3	3	1	3	0	2	0	0	0	34	4.5%
7	1	1	0	3	1	0	3	3	1	1	2	0	3	2	1	1	0	0	0	0	1	24	3.2%
8	5	2	1	8	8	0	4	14	0	9	10	1	13	22	3	10	16	2	1	0	1	130	17.3%
無回答	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	4	7	3	1	3	3	0	0	1	27	3.6%

【問24】 犯罪被害者やその家族の人たちの人権で、特に問題と思うものはどれですか？

（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 過度な取材等によるプライバシーの侵害
- 2 周囲の人の無責任な噂
- 3 犯罪被害者等に対する保障が不十分
- 4 捜査や裁判で、心理的・時間的・金銭的な苦痛を受ける
- 5 職場や学校、地域などで十分な理解が得られていない
- 6 その他（
- 7 特にない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	23	39	1	24	54	0	32	49	3	49	60	5	44	62	15	10	19	11	3	0	2	505	67.3%
2	18	23	2	17	36	0	23	32	2	42	41	2	24	42	7	14	24	9	0	0	4	362	48.3%
3	9	7	0	4	23	0	9	10	1	22	17	0	11	18	1	9	5	3	1	0	1	151	20.1%
4	12	12	0	4	20	0	7	20	0	10	21	1	15	11	5	5	2	6	1	0	3	155	20.7%
5	3	8	0	5	6	0	5	7	1	9	10	1	7	12	3	7	1	2	2	0	0	89	11.9%
6	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0.7%
7	2	1	0	2	1	0	0	3	0	5	3	1	5	8	1	7	5	2	0	0	1	47	6.3%
無回答	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4	4	2	2	3	2	0	0	1	21	2.8%

【問25】 犯罪被害者やその家族の人たちの人権を守るために、どのようなことを行えばよいと思いますか？（あてはまるものに2つまで○をつけてください）

- 1 犯罪被害者等のプライバシーの保護
- 2 犯罪被害者等の安全確保（仕返しなどの防止）
- 3 損害の回復や経済的支援
- 4 相談窓口の充実
- 5 犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発
- 6 カウンセリングその他の保健・医療サービスなどの充実
- 7 犯罪被害者等に接する警察、市町村・県など関係職員に対する教育・訓練の充実
- 8 犯罪予防のための施策の充実
- 9 捜査や裁判での配慮
- 10 その他（
- 11 わからない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	24	39	1	22	56	0	31	46	4	53	55	4	44	50	12	17	18	8	3	0	0	487	64.9%
2	10	15	0	9	21	0	23	30	2	24	20	6	26	26	4	6	10	6	1	0	2	241	32.1%
3	3	7	0	8	12	0	8	8	0	11	14	0	9	8	0	6	4	3	1	0	1	103	13.7%
4	2	3	1	2	9	0	3	7	0	3	12	0	13	18	2	6	10	5	0	0	1	97	12.9%
5	4	7	0	5	0	1	4	1	7	8	0	3	4	3	2	0	1	0	0	2	52	6.9%	
6	9	9	1	4	12	0	4	10	1	11	13	1	8	10	2	3	1	2	0	0	2	103	13.7%
7	3	2	0	4	8	0	3	12	0	9	8	0	10	9	1	5	4	4	1	0	1	84	11.2%
8	3	2	0	3	7	0	3	4	1	4	7	0	6	7	2	3	4	2	0	0	0	58	7.7%
9	2	4	0	1	4	0	5	6	0	12	4	0	5	5	4	3	3	1	0	0	1	60	8.0%
10	2	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	9	1.2%
11	3	1	0	2	1	0	1	5	1	4	7	1	3	8	1	6	7	2	0	0	1	54	7.2%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3	5	1	1	2	2	0	0	1	18	2.4%

【問26】これまでの人権問題のほかに、関心をもっている人権問題はありますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- 1 HIV感染者等に関する人権
- 2 ハンセン病元患者等に関する人権
- 3 インターネットによる人権侵害
- 4 ストーカー被害を受けている人に関する人権
- 5 ホームレスの人たちの人権
- 6 性的指向や性同一性障がいに関する人権
- 7 元受刑者に関する人権
- 8 アイヌの人々に関する人権
- 9 その他（ ）
- 10 特にない

回答 番号	年代・性別																		計	構 成 比			
	20代			30代			40代			50代			60代			70代以上					未記入		
	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入	男	女	未記入			男	女	未記入
1	5	8	1	4	14	0	8	8	1	17	16	0	13	9	1	4	2	4	1	0	0	116	15.5%
2	4	5	0	3	7	0	4	11	1	12	11	0	7	6	0	5	3	1	0	0	0	80	10.7%
3	23	24	1	14	45	0	21	29	2	33	31	1	24	28	4	9	5	6	0	0	3	303	40.4%
4	15	16	0	9	33	0	19	23	1	29	31	3	22	37	5	8	10	7	0	0	0	268	35.7%
5	7	9	0	4	10	0	5	6	0	10	14	1	9	16	3	3	4	4	0	0	0	105	14.0%
6	10	14	0	3	11	0	6	12	0	5	9	2	6	6	1	3	2	2	0	0	2	94	12.5%
7	8	7	0	3	7	0	6	4	0	14	11	0	7	8	1	1	2	3	0	0	0	82	10.9%
8	6	2	0	0	3	0	3	3	1	5	4	0	7	4	0	2	0	1	0	0	0	41	5.5%
9	1	2	0	0	2	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	12	1.6%
10	5	12	0	12	8	0	7	21	0	21	28	1	21	26	8	12	20	6	2	0	1	211	28.1%
無回答	1	0	0	1	1	0	1	2	1	2	2	0	7	4	2	5	4	4	0	0	2	39	5.2%

【問27】人権に関することで、ご意見がございましたらご記入ください。

## 世界人権宣言（仮訳文）

### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 日本国憲法（抜粋） （昭和二十一年十一月三日憲法）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三條 学問の自由は、これを保障する。

第二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五條 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六條 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七條 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 第十章 最高法規

第九十七條 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成十二年十二月六日法律第四百七十七号）

### （目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### （基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### （国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### （基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### （年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

### （財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### （見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 人権尊重都市宣言

平成8年10月1日館林市告示第48号

人は、生まれながらにして自由であり、人として等しく尊重され、豊かに、健康で幸せな生活を営む権利を持っています。

私たちは、すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指します。

ここに私たち市民は、基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市を築くために「人権尊重都市」を宣言します。

平成8年10月1日

館 林 市

## 館林市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会設置要綱

平成 24 年 9 月 13 日館林市告示第 118 号

（設置）

第 1 条 館林市人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、幅広く市民の意見を求めるため館林市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、基本計画の策定に関し必要な事項について、調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、17 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民団体等の関係者 7 人以内
- (2) 学識経験者等 4 人以内
- (3) 経済団体関係者 2 人以内
- (4) 学校関係者 2 人以内
- (5) 公募に応じた者 2 人以内

（任期）

第 4 条 委員の任期は、基本計画を市長に報告した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に招集される委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 館林市人権教育・啓発に関する基本計画庁内検討委員会設置要綱

平成 24 年 11 月 28 日館林市告示第 129 号

（設置）

第1条 館林市人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、館林市人権教育・啓発に関する基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、基本計画の策定に関し必要な事項について、調査審議し、その結果を館林市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者で組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民部長をもって充て、会務を総括し委員会を代表する。

3 副委員長は、市民協働課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第6条 基本計画を専門的に調査研究するため、委員会に調査研究部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。

3 部会は、別表第2に掲げる者で組織する。

4 部会長は市民協働課長、副部会長は市民協働課共同参画係長をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

8 前条第2項の規定は、部会について準用する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

**別表第1（第3条関係）**

総務部安全安心課長
総務部人事課長
保健福祉部社会福祉課長
保健福祉部介護高齢課長
保健福祉部こども福祉課長
保健福祉部健康推進課長
経済部商工課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会学校教育課長

**別表第2（第6条関係）**

総務部安全安心課危機管理係長
総務部人事課研修厚生係長
保健福祉部社会福祉課社会係長
保健福祉部社会福祉課障害福祉係長
保健福祉部介護高齢課高齢政策係長
保健福祉部こども福祉課子育て支援係長
保健福祉部こども福祉課保育係長
保健福祉部健康推進課地域医療係長
経済部商工課工業労政係長
教育委員会生涯学習課生涯学習係長
教育委員会学校教育課指導係長

## 館林市人権教育・啓発に関する基本計画

発行：館林市

編集：市民部市民協働課

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

TEL 0276-72-4111・FAX 0276-72-3297